

登録品種の自家用の栽培向け増殖について

種苗法の改正により、2022年4月1日以降、正規入手した種苗から自家用の栽培向け増殖をする場合は、育成者権者の許諾が必要になります。弊社取扱いのサツマイモ該当品種につきましては、以下のような対応とさせていただきます。

カネコ種苗（株）登録品種

●シルクスweet® (PVP) 登録品種（登録名 HE306）
海外持出禁止（公示（農林水産省 HP）参照）

●栗かぐや® (PVP) 登録品種（登録名 HL1）
海外持出禁止（公示（農林水産省 HP）参照）

ポット苗

購入日より3年（当年ポット苗からの切苗増殖、その後2年間の種芋からの苗生産）までは自家用の栽培向け増殖を無償にて許可させていただきます。許諾契約は不要ですが、3年以降は苗の更新をお願い致します。（3年以降の許諾は致しません）なお、ウイルスフリーの純度や芋の特性維持の観点から、2年目までの利用を推奨致します。

切苗

購入日より3年（当年切苗からの更なる切苗増殖、その後2年間の種芋からの苗生産）までは自家用の栽培向け増殖を無償にて許可させていただきます。許諾契約につきましては、ポット苗と同様とさせていただきます。

※この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡（有償・無償に関わらず）を許諾するものではありません。増殖した種苗を譲渡（有償・無償に関わらず）する場合には、カネコ種苗（株）と別途許諾契約が必要となります。

※現在の利用許諾は「シルクスweet®」のみです。

農研機構様 登録品種

●べにはるか (PVP) 登録品種（登録名 べにはるか）
海外持出禁止（公示（農林水産省 HP）参照）

農研機構様が育成した品種を自家用の栽培向けに増殖する場合は、許諾内容を確認した上で、農研機構様の許諾を得てください。

詳細は農研機構様のインターネットサイト

(<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>) でご確認下さい。

※この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡（有償・無償に関わらず）を許諾するものではありません。増殖した種苗を譲渡（有償・無償に関わらず）する場合には、農研機構様と別途許諾契約が必要となります。

自家用の栽培向け増殖とは・・・

（自己の農業経営において）

- ・得られた収穫物を更に種苗として利用する行為
- ・親株や苗木から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用する行為